

閻立著 『清末中国の対日政策と日本語認識——朝貢と条約のはざままで——』

茂木敏夫

はじめに

長らく絶学の様相を呈していた日本の中国外交史研究は、近年、若手研究者の積極的な参加もあって、新たな進展を遂げつつある⁽¹⁾。また、日中関係史の研究は、それ以前の一八九〇年代から、日本での研究経験を有する中国人研究者らの参加も得て、外交史のほか、特に文化交流史の分野で見られるべき成果が蓄積されてきている。

一九八〇年代以降の朝貢体制についての研究の隆盛は、ヨーロッパ近代のグランド・セオリーを相対化するという問題意識から発したものであったために、中国を中心とした

東アジアの秩序が近代世界の秩序とどのように異なる合理性を有する秩序だったかという、大きな枠組を理解しようとする意識が先行したためであろう、むしろ経済史や思想史などからのアプローチが多かった。こうした問題意識から蓄積された秩序の構造についての研究成果を批判的に継承、発展させるべく、個別的、実証的な研究がなされるようになったことが、近年の外交史研究の進展を導いたわけである。その着実な成果の上に、新たな枠組が打ち出されるまでになっている⁽²⁾。

本書は、そのような動向にあって、言語という視角から、日中関係史や日中の文化交流史の研究に一石を投じようと

する意欲作である。なお、本書には既に二編、青山治世、森田吉彦による書評が公刊されている。³⁾ いずれも近年の中国外交史や日中関係史の進展を担う気鋭の研究者による書評であり、それぞれ清末洋務期の外交史、および日清修好条規締結交渉をめぐる日中関係史という側面からの確な論評がなされている。拙評では、それらの論点とも関連づけながら、書記言語としての漢語文言文(いわゆる漢文)、その漢文を共有する東アジア、さらに本書の題名にもなっている「清末中国」という設定、という三つの論点をとりあげ、それらが内包する問題と可能性とを論じることとする。まず、本書の構成と概要を整理したうえで、本書の特徴とその研究史上の意義を指摘することから始めたい。

一 本書の構成と概要

本書は次のような五つの章からなっており、これに序論と結論が配されている。

- 第一章 清朝の多言語体制と対外関係
- 第二章 江戸幕府の上海派遣に対する清朝の対応
- 第三章 日清修好条規の締結

第四章 清朝官僚の日本語認識―日清修好条規の正文規定をめぐる

第五章 清国初代駐日公使団と日本語

まず議論の前提として、第一章が清朝の構造、次いで本論の前半として、第二章と第三章が清末中国の対日政策(第二章が対幕府、第三章が対明治政府)、そして本論後半として、第四章と第五章が清末中国の日本語認識を論じ、あわせて「清末中国の対日政策と日本語認識」となる構成である。

第一章では、満洲文を「国語」とし、漢文世界と非漢文世界とを並存させる清朝の多言語体制の構造を分析し、清朝の外国語学習や通訳を含めた対外事務の制度を、明朝との連続と非連続とに留意しながら整理している。

本論前半は、まず第二章で、一八六〇年代に上海での通商を求めて来航した江戸幕府の使節に対する清朝の対応を分析する。清朝は日本の通商要求についてはこれを拒否しながらも、西洋諸国との「条約」とは別の枠組である「章程」によって日本をコントロールしようとした。次に第三章では、明治政府の条約締結要求に対する清朝の対応を分

析する。要求を拒絶した場合、日本が西洋諸国の側に走ることが懸念されたため、それを防ぐ方策として、条約とは別ではあるが対等性を有する「条規」という枠組によって対処しようとした。

本論後半の第四章は、日清修好条規締結交渉における正文規定をめぐるやりとりについて分析する。第二次アヘン戦争以来の西洋諸国との条約では、漢文は西洋諸語と同格にされてしまったが、日清修好条規では漢文の優位が定められた。また、第五章では、駐日公使館開設に際して来日した公使館員の日本語体験をとりあげ、彼らの日本語への関心のあり方や日本語学習に関する態度を検討する。日本語通訳の不足を解消するため公使館内に東文学堂なる日本語学校が設置されるが、国内では日清戦争敗戦まで日本語教育は始まらなかった。

二 本書の特徴と意義

本書の議論を支える基本的な枠組は、第一に、満洲の異民族王朝である清朝を、多民族、多地域、多言語からなる構造としてとらえ、漢文世界と満洲・モンゴル・チベットなどの非漢文世界との二元構造、多言語体制と考える理解

であり、第二に、清末の対外関係を、朝貢体制から条約体制へ移行する過程とみなし、具体的な考察の対象とした一八六〇～七〇年代の日清修好条規締結交渉の前後の時期を、副題「朝貢と条約のはざま」にあるように、両体制の論理の並存する状況と考える理解である。いずれも近年の研究動向をふまえたオーソドックスな理解である。これに言語という著者独自の観点を持ち込み、それを日本との関係という具体的な事例において考察しようとする、つまり多言語体制の清朝が、その末期に朝貢と条約の両論理の並存する状況において日本にどう対処したかという問いを、言語という観点から考察する点に本書の特徴がある。

先行研究の涉獵という点では、特に、清朝の外国語学習の制度や機関についての研究を丁寧を受容し整理している。多民族の統合に成功した帝国として注目され、ブームとなっているかのような最近の中国の清朝研究のなかで続々現れているこの分野の研究成果を積極的に取り入れながら、他方で、戦前以来の日本の着実な研究成果にも手堅く学びながら整理した第一章は、読者には便利な手引きとなっている。

しかし、清朝を漢文世界と非漢文世界との二元構造とす

る理解は、清朝を中国史の枠内に閉じ込めてしまふ弊を脱してはいるものの、この漢—非漢の、すなわち漢をとり出してそれ以外の非漢と対比する二元論は、あくまでも中国（漢文世界）から見た清朝の多元構造の形容である。非漢文世界とひと括りにされた満洲やモンゴル、チベット、あるいは新疆のトルコ系ムスリムもそれぞれが清朝の全体像をもつていた。これについては近年の研究でいろいろなモデルが提示されているが、平野聡によるチベットからの清朝像に言及があるのみである。

一九世紀後半という時代を考察の対象にして、朝貢体制と条約体制とを対比して考える本書では、当然のことながら想定されている朝貢体制は明清期のそれであり、古代の冊封体制についての言及はない。しかし、西嶋定生の冊封体制論が漢字・律令・儒教・漢訳仏典という文化の伝播と共有を以て東アジア世界を構想し、文化伝播の動因としての政治的要因を重視して案出されたことを考えると、言語という観点を重視する本書の問題意識ならば、冊封体制論からも学ぶべきことは少なくなかったと思われる。

これまでの朝貢体制の研究において、言語に関する視点からアプローチされる場合、漢字や漢字によって書記され

た文書の機能に注意が注がれていた。それによると、表意文字である漢字で書記された文書は、それを理解するために必ずしも中国音での発音は必要とせず、例えば、日本で漢文訓読という、いわば自動翻訳装置が発明されたように、漢語を全面的に受容することなく、自己の言語を保持したまま文書を理解することが可能となる。結果として、周辺の側が圧倒的な存在である中国に呑み込まれず、自己を保持したまま、必要な範囲で中国を受容することによって自立をはかることが可能となった。これによって周辺の側が中国王朝のヘゲモニーを利用しつつ自立していく側面が見えてくる。また、漢語による文書の作成には一定の習熟が必要であるため、特に非漢字文化圏においては、華人が文書作成に従事することで対中国関係を担っていたことが理解され、担い手という側面から朝貢体制の実態についての理解が進んだ。⁶⁾ただし、これらのアプローチでは、朝貢体制において漢語による文書が他の言語に優越するという事実は自明の前提とされ、考察が進められていたといつてよい。

これに対し、本書は、その漢語優位の前提を自明とはせず、どの言語を正文として使用するかということに非対

称的な権力関係を認め、言語の主導権をめぐる抗争という点から対外交渉を理解し、それを通じて中国の日本認識を考えようとしている点に特徴がある。日清修好条規締結後、日中間で直接の交渉が始まってからも、中国の要路で日本語学習の必要性が容易には認知されなかった背景には、日清修好条規における漢文優位の正文規定がある、と。言語の使用における非対称性をどう考えるかについては、例えば、植民地支配における宗主国の言語政策のように、そこに直接的な権力関係を読み説くようなアプローチもあるだろうし、あるいはヘゲモニー国家の提供する公共財としての言語という観点からの、公共財の提供や利用の背後にある思惑などに注目するようなアプローチもあるだろう。それは、国際政治学において近年注目されるようになったソフト・パワーをめぐる議論にも関わるだろう。本書で提起された問題は、そうした広がりをも予感させるものである。

三 論点と課題

(1) 日本語か、日本文か？ あるいは漢語か、漢文か？

第四章と第五章とは、いずれも日本語を表題としているが、日清修好条規の正文をめぐる争いについて分析した第

四章の方は、むしろ日本文に関する議論である。

言語について考える場合、文字によって書記された文と音声表現をとまなう語とは区別して考える必要もあるだろう。特に、表意文字として文字それ自体が視覚のみで意味を表現しうる漢字・漢語の場合、それはなおさらであろう。実際に、中国においては、そのことが区別されていたことは、史料からもうかがえる。例えば、第二次アヘン戦争後の一八六一年初、総理各国事務衙門の設立など、戦後の対外関係について六カ条の提案をした恭親王らの上奏では、「外国文字を識り、外国言語に通曉する人（原文「認識外国文字、通解外国言語之人」）を、広東・上海でそれぞれ二人づつ選び京師に派遣して、問い合わせに備えさせる」ことが提案されているが、そこでは「外国文字」と「外国言語」とがはっきり区別され並置されている。

本書に引用された史料でも、ロシアとの天津条約では「専ら清文を主とする」、イギリスとの天津条約では「総て英文を基準とする」と、「清文」（満文のこと）・「英文」と記されている。また、フランスとの天津条約では、フランスから中国への公文による照会にはフランス語文（「大法国字様」）を用いるが、便宜的に漢訳文（「翻訳中国文字」）を付

すこと、フランス語に習熟し翻訳の能力がある（暗曉且能訳大法国言語）通訳が北京にそろえば、以後、フランス官員の公文は「大法国字様」、大清国官員の公文は「大清国字様」とすること、が定められている。ここでも「文字」と「言語」の使用には違いがあることが察せられる。日清修好条規第六条で両国間の公文に使用する言語を規定したところでも「漢文」、「日本文」と表記されている。しかし、本書では必ずしもこの区別は意識されていないようである。

文書行政が精緻に発達した中国の官僚・知識人にとって、公的なコミュニケーションの手段として、より重視されたのは、書記言語としての漢語文言文（漢文）だったのでないだろうか。中国はその地域的な広がりと同様性との反映として、語られる言葉は多様であった。にもかかわらず、「正しい」書記言語としての漢語文言文が存在し、それによって中国大の、官の公的なコミュニケーションが維持されていた。こうした文言文を正しく操る能力こそが、士大夫としての必要条件だったはずである。口頭の語りを反映させた白話文はけっして第一級の、「正しい」文ではなかった。

こうした考え方は、国内外で断絶することなく、周辺に

も連続して適用された。中華の文明は普遍的に、分け隔てなく周囲に及ぶはずだからである。言葉は違っても書記言語は「同文」であり、「同文之国」と考えられていた日本とのコミュニケーションには、「正しい」書記言語である漢文をつかえばよい。これまでも、そうしてきたはずである。士大夫にとって日本の言葉を反映させた日本文は、白話文が「正しい」文ではないように、漢文と同格にはなりえなかったはずである。日清修好条規における漢文の排他的優位という中国側の考えは、こういうものだったのであろう。とすると、「正しい」書記言語ではない日本文を漢文と同格に置こうという日本側の主張が、中国側に傲慢と映った（二七三頁）のも無理はない。

また、前近代の日本語研究が地理情報の一部だったり、往々にして商人ら民間のものだったりした（第五章）のも、日本語が「正しい」書記言語である漢文の低位言語だと位置づけられていたからであろう。東京に公使館を開設した後、日本に対して相当な関心を有してはいても、日本語学習には消極的だったというこの原因を、敗戦によって始められた西洋語学習との違いに求めているが（二二〇頁、ただし根拠は示されていない）、その可能性は排除できない

としても、敢えてそこまで考える必要もあるまい。「同文」として共有する書記言語が存在し、なおかつその方が「正しい」とされる以上、わざわざ下位に位置づけられる言語を学習する必要は認めなかったと理解すればよい。

書記言語についてのこのような認識に革命的な変化が生じないと、「同文之國」の日本語・日本文に対する中国の認識に変化は生じないだろう。文言を操り、文化を担うのが官僚・士大夫である以上、その認識が変化すれば、社会・権力構造にも大きな影響が及ぶはずである。二〇世紀になって盛り上がった白話運動はそうした構造変動の一環だった。そのような意味で、第五章第二節で指摘するように、黄遵憲が、「わが手わが口を写す」という来日以前からもっていた観点に加えて、来日後に確認した、学習の容易さ、日本独自の文化の根柢という観点から、日本語の仮名に注目した意義は大きいだろう。こうして外交史・日中間係史における考察が、文学史や思想史、政治史などとも接点をもち、さらに射程を広げていくことになる。

(2) 「同文」とその動揺

日中間の正文をめぐる争いは、「同文」すなわち書記言

語を共有しているなかでの争いであり、書記言語を共有しない、すなわち中華文明の恩恵に浴さない非「同文」の西洋諸国とのやりとりや西洋諸言語への態度とは、同列には論じられないだろう。ここから「同文」の空間としての漢字文化圏や東アジアという場についても考える必要が生じてこよう。

中国が日本との日清修好条規の締結にふみきるに際しては、「近隣」と「同文」がその大きな根柢になっていたことから、中国側で、「同文」に特殊な意味を込めていたことがわかる。一方、日本の側でも交渉にあたった柳原前光は、近隣の関係にもとづく「同心協力」を李鴻章に提唱し、中国側にも一定の共感を得ていたし、また、その使節には、中華の伝統を重視して反西洋の日清同盟を構想していた名倉信敦のような漢学者が加わるなど、歴史的に形成されてきた日中の地理的・文化的な関係は「共鳴板」として無視できぬ役割を果たしていた。

その際、名倉のような漢学者にとつて、漢文は単なる「他者」たる中国の書記言語ではなかったに違いない。それは、自らも参与する文明Ⅱ中華の「正しい」書記言語だったはずである。その後、東京に公使館が開設されてか

ら、公使館に集って中華の士大夫との筆談に加わった明治の知識人たちのなかにも、漢文を、そのような「われわれの」文明の「正しい」文と考えていた人々は少なくともなかったであろう。

このような場においては、日清修好条規における漢文優位の規定は、実際には日本にとって不利な結果となるとしても、そして、たとえその不利を自覚していたとしても、その有利・不利は、論理的には（あるいは、少なくとも建前としては）、文明化のレベルにおける優劣の問題に帰結してしまふ。正しい漢文がつかれないのは、レベルが低いからである、と。

それが一転、有利・不利を公言するようになり、日本文を漢文と同格にせよと主張するようになったのは、日本側に、中華から西洋へという、文明観の大きな変化が生じたからである。第四章で詳述された、日本が諸外国との間で締結した条約において漢文が排除されていく過程は、若干の時差はあるが、漢文を「われわれの」「正しい」文体から「彼らの」中国の文体へと排除して「われわれの」日本文体を構築していく過程と軌を同じくする動きであった。¹⁰ ここでも、本書の議論は、さらに文学史や思想史、あるいは東

アジアにおけるナショナリズム形成の歴史に開かれていくことになる。

(3) 「清末中国」というくり方

清朝を多元的な構造として理解する本書での「清末中国」という設定において、その「清末」は、たんなる時代設定という意味にとどまらないだろう。それは、舌足らずな、いささかくどい表現になるが、「清朝末期における、清朝の多元的構造のなかで、その主要な存在である中国」というくらいになるだろうか。

漢文世界と非漢文世界の二元構造において、対日関係は、基本的には漢文世界の論理で、いわば中国の論理で進められたはずである。とすれば、清朝を二元構造として描く以上、漢文世界の対日関係が清朝の全体構造とどのような関係をもつことになるのが、第二章以下で考察されねばならないはずである。その意味で第四章において、「漢文は本国文字の位置を超え、従来の朝貢体制における位置に置かれた」（一七四頁）と、対日関係においては満洲王朝の「国語」である満文より、従来の中国王朝の対外関係の枠組が優先されたこと、および「漢人の官僚が清朝の国語で

ある満文の扱いに関しかなり配慮していること」(二七六頁)が指摘されているのは特筆すべきである。しかし、他の章では、考察は漢文世界のなかで終始しており、清朝の多元的構造と関連づけた叙述はほとんどみられない。評者には、清朝の構造を整理した第一章の叙述が全編で十分に機能しているとはいいいまいに思われた。

それは、清朝がこの時期に大きく構造変動を遂げていたこと、にもかかわらず本書ではそのことが十分視野に入っていないからだと思われる。一九世紀半ば以降、太平天国や捻軍、西南・西北辺疆の反乱などで大きく動揺した清朝体制を再編成する動きのなかで、漢人官僚の台頭や、一八八〇年代の台湾省・新疆省の建省などにみられるように、全体を「中国」として統合していこうとする動きが顕著になっていった。もちろんこの動きは一気に進んだわけではないが、徐々に、しかし着実に「中国」としての再編は進み、清朝の二元構造は大きく構造変動していたのである。⁽¹⁾ 満洲王朝としての出自と多民族・多地域の統合を保持しようとする以上、多元的体制を完全には放棄できないが、しかし、清朝全体のなかで「中国」が優越していく趨勢は着実に進んでいったのである。

「清末」という設定は、よほど注意しないと、こうした「中国」としての再編という趨勢に、観察者自身も取り込まれてしまい、「中国」を以て全体視してしまう陥穽があるように思われる。清朝の再編にともない、「中国」の論理で語られる範囲はどんどん拡大していく。特に、再編を叙述する漢文史料の語る空間はますます清朝大の広がりになり、近づいていくことになるので、漢文史料のみでこの時期の清朝を解説しようとする場合、史料を読む側のイメージはその漢文史料が内包する立場性(「中国」の視点)に引きずられてしまいかねない。そうなると、対日関係をみる視点も、本来は清朝の一分分である中国としての対日関係だつたはずが(この場合、清朝の対日関係と中国の対日関係とは論理的には落差があるはずである)、いつのまにか清朝Ⅱ中国の対日関係へとシフトしてしまうことになる。

「清末中国」を見る視点に注意を怠らないようにするためには、中国の側から見た漢文世界と非漢文世界の二元構造のほか、満洲、モンゴル、チベット、新疆のムスリム、それぞれの側から見た清朝の全体像にも目配りして、清朝を複眼的に見る視点を鍛えておくことは有益だろう。さききに、本書の特徴と意義を述べる際に指摘した所以である。

おわりに

以上、評者の関心に即して、限られた点からであるが、本書の議論の問題と可能性とを論じてみた。本書が清末の日中関係史の研究に、言語という視点を持ち込んだことにより、われわれの眼前には、外交史のみならず、文学史や思想史、政治史などにも広がる新たな問題群の地平が開かれたようである。本書が投げかけた問いの大きさに対して、本書自身が提示した答えは必ずしも十分なものではないかもしれない。しかし、それ以上に、本書の考察を通じて、われわれは新たな問いへと導かれたようである。本書は、そのような問題提起の書として読まれるべきであろう。

- (1) 代表的な成果として、岡本隆司・川島真編『中国近代外交の胎動』（東京大学出版会、二〇〇九年）があげられる。
- (2) 岡本・川島編前掲書では、一九世紀前半から一八七〇年にいたる「夷務」の時代、一八六〇年代以降、一八九〇年代までの「洋務」の時代、一八九〇年代以降の「外務」の時代としている。
- (3) 青山治世による書評は「東アジア「漢字圏」における

近代的外交関係の形成過程をさぐる手がかり」と題して『東方』第三四八号（東方書店、二〇一〇年）に、森田吉彦による書評は『東洋史研究』第六八巻第四号（東洋史研究会、二〇一〇年）に掲載されている。

- (4) 本書で言及された平野聡のほか、杉山清彦『大清帝国支配構造論—八旗制からみた—』（桃木至朗編『近代世界システム以前の諸地域システムと広域ネットワーク』平成一六—一八年度科学研究費基盤研究（B）研究成果報告書、二〇〇七年）、岡洋樹『東北アジア地域史と清朝の帝国統治』（『歴史評論』第六四二号、二〇〇三年）、石濱裕美子『チベット仏教世界の歴史的研究』（東方書店、二〇〇一年）、濱田正美「モグール・ウルスから新疆へ—東トルキスタンと明清王朝—」（『岩波講座世界歴史』13「東アジア・東南アジア伝統社会の形成」岩波書店、一九九八年）など。

- (5) 西嶋定生『中国古代国家と東アジア世界』（東京大学出版会、一九八三年）参照。

- (6) 例えば、茂木敏夫「東アジアにおける地域秩序形成の論理—朝貢・冊封体制の成立と変容—」（辛島昇ほか編『地域の世界史』3「地域の成り立ち」山川出版社、二〇〇〇年）、「中国からみた〈朝貢体制〉」（『アジア文化交流研究』第一号、関西大学アジア文化交流研究センター、二〇〇六年）など。

- (7) 『籌辦夷務始末（咸豊朝）』巻七一「統籌全局酌擬章程六条摺」咸豊十年十二月初三日。

(8) 『李文忠公全集』訳署函稿卷一「論天津教案」同治九年九月初九日。

(9) 森田吉彦「名倉信敦と日清『新關係』の模索―幕末維新期の華夷思想的日中提携論―」(『東アジア近代史』第四号、二〇〇一年)。

(10) 齋藤希史『漢文脈の近代―清末―明治の文学圏―』(名古屋大学出版会、二〇〇五年)は、こうした動きを文学研究の側から分析している。

(11) 茂木敏夫「中華世界の『近代』的変容―清末の辺境支配―」(溝口雄三ほか編『アジアから考える』2「地域システム」東京大学出版会、一九九三年)、「中華世界の構造変動と改革論―近代からの視点―」(毛里和子編『現代中国の構造変動』7「中華世界」東京大学出版会、二〇〇一年)参照。

閻立著『清末中国の対日政策と日本語認識―朝貢と条約のはざままで―』(東方書店、二〇〇九年三月刊、A5判、二六五頁、本体価格四、〇〇〇円)

(もてぎ としお・東京女子大学現代教養学部教授)

〔編集委員会注記〕本稿は二〇〇九年一〇月一〇日、大阪経済大学にて著者の閻立氏を交えて行われた書評会(第五六回経済史研究会)での報告を基に執筆していただいたものである。